第1部 特集「京都府環境施策の新たな潮流」

第1章 地球温暖化対策プランに基づく取組

1 地球温暖化対策推進の背景

近年、二酸化炭素などの温室効果ガス*が大気中に大量に排出されたことなどにより地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。このため、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、その後、9年(1997年)12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)*では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書*」が採択されました。この京都議定書は、約7年の歳月を経て、16年11月にロシアが批准したことにより、17年2月16日に発効しました。

府では、11年3月に地球温暖化対策の基本的な考え方や進め方をとりまとめた「京と地球の共生計画-地球温暖化対策推進版-」を策定し、この計画に基づき、様々な施策を推進してきました。また、国においても、この議定書で約束する温室効果ガスの6%削減に向けた施策を展開しています。

2 地球温暖化対策プランの策定

地球温暖化対策の必要性はますます高まっているものの、その一方では資源・エネルギーの消費は 依然として高水準にあるため、温室効果ガスの削減に向けて、府においてもこれまで以上に実効ある 対策を講じていくことが必要となっています。また、地球温暖化問題は府民一人ひとりの日常生活や 社会活動と深く関わっているものであることから、府民や事業者、環境NGO*、行政等がそれぞれ の役割に応じ、連携して取組を推進していくことが必要であり、あらゆる地域において継続的な取組を進めていくことが求められています。

このため府では、14年に有識者・関係団体・環境NGO等による「地球温暖化対策プラン検討会議」を設け、「京と地球の共生計画ー地球温暖化対策推進版ー」を基礎に、当面府が重点的に取り組んでいく施策の検討・とりまとめを行い、同年12月に「地球温暖化対策プラン」を策定し、京都府地球温暖化防止活動推進センターの設立や地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行うなど、具体的な取組を進めてきました。

更に、16年12月にはこれまでの成果を踏まえ、新たな施策展開を図るため、プランの改訂を行いました。今後は、この改訂プランに基づき、地球温暖化防止に関する条例の制定をはじめ、一層の取組強化を図っていくこととしています。

〈地球温暖化対策プラン(改訂版)の重点施策〉

- ① 府民や事業者等の役割に応じた具体的・継続的行動の促進
 - 事業所等における温暖化対策の推進
 - ・ 事業所等における温室効果ガス排出削減のための設備改修や環境マネジメントシステム の導入を支援
 - 温暖化防止に貢献する環境技術の開発等を支援
 - ・ 大規模事業所等の温室効果ガス排出を抑制する取組の検討を推進
 - ・ 全ての公共事業に環境の視点を導入する「『環』の公共事業」を推進

- 自動車等からの二酸化炭素の排出抑制
 - 自動車交通量の抑制や公共交通機関の利用促進
 - ・ 自動車や輸送による二酸化炭素排出抑制に取り組む事業者を支援
 - ・ 環境負荷の少ない自動車の導入を促進
 - ・ 府庁への納入業者に環境に配慮した配送等を求めるグリーン配送の取組を推進
- 自然共生型のライフスタイルの普及
 - 家庭やオフィスの省エネを推進するための省エネ機器やエコ製品の普及促進
 - ・ 京都の地域特性を生かしたエコ住宅やライフスタイルの普及、住宅等への府内産木材の 利用を促進
 - ・ 省エネ効果を高めるヒートアイランド対策を推進
- ② 自然エネルギー等の導入促進
 - ・ 自然エネルギーを活用した環境にやさしいまちづくりを促進
 - ・ 学校、公共施設、集客施設等への自然エネルギー設備の導入
 - 再生可能な資源であるバイオマスの利活用を推進
- ③ 地域の取組を支える推進体制及びネットワークの強化
 - ・ 地域の様々な主体が連携した取組を推進するため、地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員の活動と体制を強化
 - ・ 様々な主体が連携した地域プロジェクトの推進やセンターによる自主的活動の支援など を通じて、センターを核とした多様なネットワークを構築し、更なる取組を促進
 - ・ 地域や学校における環境学習を推進
- ④ 森・緑の育成
 - ・ 二酸化炭素吸収源となる森・緑の育成を推進
- ⑤ 総合的・体系的な地球温暖化対策の推進
 - ・ 府域における地球温暖化対策を総合的・体系的に推進するため、具体的な削減効果が期 待できる措置や屋上緑化を推進する措置を条例で規定するなど、温室効果ガスの削減目標 達成に向けた社会的仕組みを整備

3 地球温暖化対策プランに基づく施策の推進

府ではこれまで、この地球温暖化対策プランに基づき、以下のような具体的な取組を進めてきました。

表 1-1 地球温暖化対策プランに基づく施策の実施状況

事項	内	字
推進体制の整備	○ 京都府地球温暖化防止活動推進センターを設立・支援	
	○ 地球温暖化防止活動推進員を設置・支援	
	○ 地域協議会の設立促進のための連絡会議を開催	
家庭や地域におけ	○ インターネット環境家計簿システムを構築・運用	
る取組の推進	○ 夏休みに家庭の省エネに取り組んだ小学生とその家族に対するエコ親子認	定事業や
	インターネット環境家計簿を活用したエコファミリー事業を実施	
	○ 夏休み期間中に家庭における省エネ等の行動に取り組んだ小学生とその家	族を対象
	とした「エコ親子」認定事業を実施	
D 200 - 1 - 1	│○ 地域住民が資金を拠出し、地域の力で身近な施設に太陽光発電設備等を設	置する取
普及促進	組を支援・推進する府民参加型自然エネルギー普及促進事業を実施	
	○ 府施設(浄水場、下水処理場、学校等)へ自然エネルギー発電設備を導入	
	○ 各種新エネルギーの組み合わせにより電力の安定的供給の実証実験を行う	「京都工
	コエネルギープロジェクト」を推進	
	○ 南部市町、事業者等が参加した「環境にやさしい物流を考える会」を設置	-
通の推進	○ 「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度を創設	
森林環境整備	○ 環境面から森林の保全整備を進める「緑の公共事業」を推進	
屋上緑化等の普及	○ 「屋上緑化研究会」等による普及方策を検討	
促進	○ 民間施設で府民参加型ビオトープモデル事業を実施	
	○ 府庁舎の屋上緑化に向けた基本計画・基本設計を策定	
国際協力の推進	○ 府民や団体等からの寄附・募金を活用した、中国陜西省における植樹協力=	事業を実施

4 施策の推進を担う機関

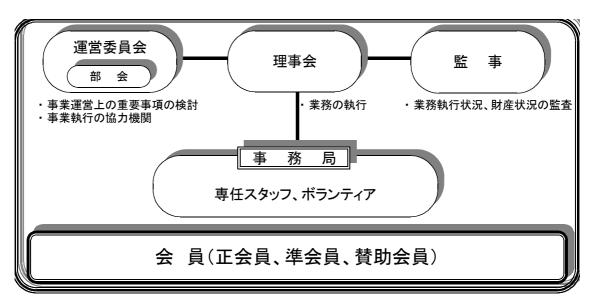
施策の推進に当たっては、府が直接実施すべきものなどを除き、地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、地球温暖化防止活動推進員・府民・事業者・環境NGO・市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

①京都府地球温暖化防止活動推進センターの概要

表 1-2 京都府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要(17年1月末現在)

項目	内
法 人 名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議
所 在 地	京都市中京区柳馬場二条上る六丁目284番4
目 的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。
事業(定款記載事項)	 (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業
社 員	環境団体、府民団体、事業者団体等の82名(団体・個人)
役員	理事長 郡嶌 孝 (同志社大学教授) 副理事長 浅岡 美惠 (気候ネットワーク代表) 理事長 中畔 都舍子 (京都府連合婦人会代表) 浅井 利彦 (京都工業会専務理事) 中川 惠次 (京都府商工会議所連合会副会長) 宗田 好史 (京都府立大学助教授) 監事 原 強 (コンシューマーズ京都理事長)
運営委員会	○ 事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置 ○ 運営委員は27名(府内の各界各層から幅広く人選)

図1-1 京都府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制



○センターの特徴

京都府のセンター指定は全国で18番目ですが、センター指定を目指して新たに設立された**NP 〇***法人を指定したのは、全国で初めてです。

②京都府地球温暖化防止活動推進員の概要

表 1 - 3 京都府地球温暖化防止活動推進員の概要(17年1月末現在)

項目	内
推進員の要件	① 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ② 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	84名
推進員の役割	京都府、市町村及び京都府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	平成17年3月31日まで

なお、17年4月からの第二期の推進員委嘱に当たっては、増員・体制強化を行うこととしています。